

第 1 編 民法総則

第 1 章 民法序論

掲載問題なし。

第 2 章 自然人（権利の主体）

問題 1 胎児 A の父 B は、A が出生する 2 日前に、C が起こした交通事故により死亡した。この場合、A は、その出生後、C に対し不法行為に基づく損害賠償請求をすることはできない。

国総
R06-20-ウ

問題 2 成年被後見人のした法律行為は、たとえ当該行為が成年後見人の同意を得てした行為であっても、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、成年後見人の同意を得た場合に限り、成年被後見人が単独で有効にすることができ、当該行為を取り消すことはできない。

国総
H28-20-3

問題 3 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。制限行為能力者がそのことを黙秘していた場合、単に黙秘していたのみでは「詐術」に当たらないが、制限行為能力者の他の言動などとあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたものと認められるときには、「詐術」に当たるとするのが判例である。

国総
H28-20-5

問題 4 意思能力とは、自分の行為の法的な結果を認識し判断することができる能力であり、私的自治の原則の下では、意思能力のない者が行った法律行為は無効であって、民法もその旨を規定している。

国総
H20-19-2

問題 5 未成年者は、その法定代理人の同意を得ないで、負担付贈与の申込みを承諾することができる。

司書
R06-04-I

解答1 × 他人の生命を侵害した者は、被害者の子に対しては、その財産権を侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない（711条）。また、胎児は、損害賠償の請求権については既に生まれたものとみなされる（721条）。したがって、本問の場合、胎児Aは、その出生後、加害者Cに対し不法行為に基づく損害賠償請求をすることができる。

解答2 × 設問前段については、成年後見人には同意権は無く、同意を得たとしても取り消しうるので、正しい（9条本文）。設問後段については、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、単独で有効に行うことができるとされており、成年後見人の同意も不要であるため、誤りである（9条ただし書）。

解答3 ○ 21条は「制限能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。」と規定する。したがって、設問前段は正しい。また、最判昭44.2.13は、無能力者（注：現在の制限行為能力者）が、無能力であることを黙秘していた場合でも、他の言動とあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたときは、「詐術」に当たるとし、一方で、単に無能力者であることを黙秘しただけでは「詐術」に当たらないとした。したがって、設問後段も正しい。

解答4 ○ 意思能力とは、自分の行為の法的な結果を認識・判断することができる能力であり、3条の2は、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定する。

解答5 × 単に権利を得、又は義務を免れる法律行為を除き、未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない（5条1項）。本問の行為は「負担付贈与の申込みを承諾すること」であり、「単に権利を得、又は義務を免れる法律行為」ではないから、原則通り、その法定代理人の同意を得る必要がある。

問題 6

国総
H20-19-5

補助人の同意が必要であるとされた法律行為を、被補助人が補助人の同意を得ないで行った場合には、被補助人がこれを取り消すことはできるが、被補助人の自己決定権が尊重されることから、補助人には取消権が認められない。

問題 7

国総
H23-30-1

被保佐人は、日常生活に関する行為を単独で行うことが認められている。成年被後見人についても、その行為は常に取り消し得るとされているものの、日常生活に関する行為については、単独で有効になし得る。

問題 8

国総
H22-19-1

制限行為能力者は、能力を制限する原因となっていた状況が消滅し、行為能力者となった後でなければ、その行為を取り消すことができない。

問題 9

国総
H22-19-3

制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後に、その者に対し1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為は取り消されたものとみなされる。

問題 10

国総
H22-19-5

制限行為能力者が、取り消すことができる行為について、法定代理人の同意を得て行った全部又は一部の履行は、法定追認の効力を生ずるものと解されている。

問題 11

国総
H21-19-2

戦争、海難、その他危難が去った後1年間生死不明の状態が続いたため失踪宣告を受けた者が死亡したものとみなされる時期は、危難が去った後1年を経過した時である。

問題 12

国総
H21-19-3

失踪宣告を受けた者は、死亡したものとみなされるから、権利能力を失い、その者のした取引は無効となる。

問題 13

国総
H21-19-5

失踪宣告によって財産を得た者は、その取消しによって財産を返還する義務を負うものの、現に利益を受けている限度において財産を返還すればよい。

- 解答6 ×** 120条1項は、「同意をすることができる者」も取り消すことができるとする。よって、同意権者である補助人は取り消すことができる。
- 解答7 ○** 被保佐人について13条1項柱書ただし書で正しい。また、成年被後見人については、9条本文により、原則として取り消すことができるが、同条ただし書により、日常生活に関する行為については、単独で有効になし得る。
- 解答8 ×** 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者自身も取り消すことができる（120条1項）。このことは、能力を制限する原因となっていた状況が消滅し、行為能力者となっていないとしても、同様である。
- 解答9 ×** 20条1項は、「制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者……となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。」とする。
- 解答10 ○** 未成年者、被保佐人および被補助人は、元来、法定代理人、保佐人または補助人の同意を得れば完全に有効な行為をすることができたはずであるから、未成年である間や保佐・補助開始の審判が取り消されていない間であっても、同意を得てみずから追認をすることが許されると解されている。
- 解答11 ×** 戦争、海難、その他危難が去った後1年間生死不明の状態が続いたため失踪宣告を受けた者が死亡したものとみなされる時期は、「戦争、海難、その他危難が去った時」である（特別失踪／30条2項、31条後段）。
- 解答12 ×** 31条の「死亡したものとみなす」とは、権利能力を剥奪するという意味ではなく、相続の開始、婚姻関係の解消等を意味にするにすぎない。そのため、失踪者が新しい居住地において新たに形成した身分上・財産上の法律関係には影響を与えない。よって、権利能力を失うとしている点で、誤りである。
- 解答13 ○** 32条2項は「失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う」としている。そのため、現存利益のみを返還すればよい。